

学校法人会計における資金

森 本 晴 生

- I はじめに
- II 会計の基準
 - 1. 学校法人の会計
 - 2. 他の公益法人の会計
- III 作成する書類
 - 1. 学校法人が作成する計算書類
 - 2. 他の公益法人が作成する計算書類
 - 3. 貸借対照表の比較
- IV 資金の範囲
 - 1. 現金
 - 2. 当座資産
 - 3. 正味当座資産
 - 4. 運転資本
 - 5. 総資産資金
- V 資金収支計算書の特徴
 - 1. 資金収支計算と固定資産
 - 2. 資金計算と採算計算
- VI おわりに

I はじめに

私立学校は、校地、校舎その他の施設設備を所有し、そこに在学生と教職員を収容して教育研究を行い、またはその環境を維持している。これらの諸活動を行うために、入学金、授業料などの（学生生徒等納付金（以下「学納金」という。）を主たる収入とし、補助金、寄付金、借入金なども財源に加えて、人件費などの経費の支出、施設設備の取得の支出、借入金の返済支出などに充てている。私立学校は、他の非営利組織と同様に、歴史的に社会一般に対する会計報告を行うものが少なく、一部の利害関係者に対してのみ会計情報を開示している。私立学校の外部の利害関係者は、会計情報よりも、入口（入学の難易度、入学者の出身校など）と出口（就職先、進学先など）に関する情報の必要度のほうが高いことが多く、これが一般に対する会計報告が少ない一因となっている。

私立学校を設置する学校法人の会計では、収支計算は資金収支会計と消費収支会計の2

本立となっており、広義の公益法人である社団法人、財団法人または社会福祉法人とは異なる方法を採用している。ここでは、学校法人における資金の概念を明らかにし、資金収支会計の特徴について述べるものである。

II 会計の基準

1. 学校法人の会計

学校法人は、私立学校法によれば、私立学校を設置することを目的として設置された法人と定義され（第3条）、設置する学校に応じて文部大臣または都道府県知事はその学校法人の所轄庁となり（第4条）、これを認可する（第31条）。このほかに「学校法人」と称するものに、私立専修学校または私立各種学校の設置を目的とする法人があり（第64条第4項）、「私立学校法第64条第4項の法人」または「準学校法人」と呼ばれ、会計処理に関しては私学法の第3条の学校法人とほぼ同じであるが、特に断らないかぎり、ここではこれを含まないものとする。

学校法人の会計は、私立学校法では財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを事務所に備え置くこと(第47条)、会計年度を4月1日から翌年3月31日までとすること(第48条)を規定しているのみで、会計処理についての一般的な原則は定めていない。また、会計報告(決算)は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、評議員会に報告して意見を求めること(第46条)を定めているが、内部の特定の関係者に対して開示する以外には会計を報告することを規定していないことが特徴である。したがって、私立学校では他の私立学校の会計処理や表示についての情報を得にくい環境にあったので、特定の私立学校では独自の「会計習慣」はできても、私立学校会計としての「会計慣行」はなかなか成立しない状況にあった。

このため、実務においては、会計の処理と表示は「学校法人会計基準」(文部省令、昭和46(1971)年)によるところが多いようである。この「学校法人会計基準」とは、「教育又は研究に係る経常的経費について」の補助金を交付されている学校法人が「財務計算に関する書類を作成」し、「所轄庁に届け出ることとされている¹⁾が、その会計処理と会計報告の基準であり²⁾、私立学校法第47条の財産目録等を作成するときの基準として定められたものでなく、まして一般的外部報告のための基準ではない。

この会計基準は、制定に際して、会計学者などによって構成される学校法人財務基準調査研究会の意見を聞いて、文部省令として定められたものである。この学校法人会計基準は、昭和51(1976)年に専修学校制度の新設に伴う改正と、私立学校振興助成法の制定に伴う改正があり、昭和62(1987)年に基本金の組み入れなどに関して改正が行われた。

1) 私立学校振興助成法第14条、学校法人会計基準の制定当時は改正前の私立学校法第59条第8項。

2) 学校法人会計基準第1条。

また、この会計基準では、「学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。」(第1条第1項)とされている。ここでいう「一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則」とは、次のようなものとされている^{3), 4)}。

イ 学校法人財務基準調査研究会(文部省において学識経験者等に委嘱して行った調査研究の結果についての報告)

(1) 「学校法人会計基準」(昭和45(1970)年5月2日報告)

(2) 「学校法人会計基準の実施について」(昭和45(1970)年12月1日報告)

(3) 「学校法人計算書類記載要領」(昭和46(1971)年2月25日報告)

(4) 「知事所轄学校法人における学校法人会計基準の実施について」(昭和46(1971)年2月25日報告)

ロ 日本公認会計士協会

(1) 「学校法人委員会(昭和53(1978)年までは学校会計委員会)の報告」(随時発行)

(2) 「学校法人会計問答集(Q & A)」(随時発行)

(3) 「研究報告」(随時発行)

(4) 「実務問答集(中間報告)」など(随時発行)

ハ 日本私学振興財団の見解

(1) 「学校法人の経営に関する相談回答総集」(昭和58(1983)年8月20日)

(2) 「学校法人の経営に関する相談回答集」(随時発行)

ニ 日本会計研究学会スタディ・グループ報告(随時発行)

3) 「日本私学振興財団法附則第14条第1項に規定する会計年度等を定める政令および学校法人会計基準の制定について(通知)」文管振第69号、昭和46年。

4) 野崎弘編著『新版学校法人会計基準詳説』第一法規、平成2年、19~20ページ。

さらに、文部省から、告示、次官通達、局長通知などとして、学校法人会計基準の解釈の指針が出されている。各都道府県からも、その所轄する学校法人に対して、文部省と同様な告示などが出されている。

これらに共通することは、学校法人が行ってきた会計実践から帰納的に「学校法人会計の原則」が導かれて「一般に公正妥当と認められ」たものではないことである。すなわち、文部省などの行政、ないしはその諮問機関、あるいは学校法人に対する補助団体、学校法人の会計監査人である公認会計士の団体である日本公認会計士協会が定めたものであることが特徴である。これに対し、私立学校の立場から、会計処理と表示に関する意見を述べたものも現れている⁵⁾。

2. 他の公益法人の会計

民法第34条によって設立される社団法人と財団法人については、「公益法人会計基準」(公益法人指導監督者連絡会議, 昭和60(1985)年)により会計処理と表示の基準が定められ、昭和62年4月1日以降できるだけ速やかに実施するものとされた。この公益法人指導監督者連絡会議は各省庁の官房長クラスによって構成されるものである。この会計基準の前には「公益法人会計基準」(公益法人監督事務連絡協議会, 昭和52年)が制定され、昭和52年4月1日以降できるだけ速やかに実施するものとされた。社団法人と財団法人は各府省庁を主務官庁とし、それによって設立認可されているので、府令・省令としては制定しにくい背景をもっている。ここでは、公益法人指導監督者連絡会議が昭和60(1985)年に定めたものについて「公益法人会計基準」と表示する。

次に、社会福祉事業法第22条によって設立される社会福祉法人については、「社会福

祉法人経理規程準則」(局長通知, 昭和51(1976)年)により、社会福祉各法による措置費支弁対象施設等を経営する社会福祉法人の会計処理の標準として定められ、これにより会計事務処理を統一することにしたのである。この準則は、昭和56(1981)年と昭和62(1987)年に改正されている。ここでは改正後のものについて検討する。

社団法人と財団法人、社会福祉法人についても、学校法人と同様に、会計の基準は会計学者と実務家が共同研究を行って公表した基準を、行政が決定ないし通知の形式で定め、会計の主体である公益法人またはその団体ではなく、行政ないし日本公認会計士協会が解釈の指針を出して「会計慣行」を定めていることに特徴がある。基準の制定が補助金の交付と密接な関係があり、公益法人の活動が行政の補完的要素を持つために、行政側に公益法人の「会計慣行」を作成しなければならない理由があるのである。

Ⅲ 作成する書類

1. 学校法人が作成する計算書類

学校法人会計基準が規定する「学校法人が作成しなければならない計算書類」は次のとおりである(第4条)。

- 一 資金収支計算書及びこれに附属する次の内訳表
 - イ 資金収支内訳表(注: 学校学部別表示)
 - ロ 人件費支出内訳表(注: 学校学部別表示)
- 二 消費支出計算書及びこれに附属する消費収支内訳表(注: 学校別表示)
- 三 貸借対照表及びこれに附属する次の明細表
 - イ 固定資産明細表
 - ロ 借入金明細表
 - ハ 基本金明細表

この他に、基本金のうち、第2号基本金及び第3号基本金については、それぞれ「第2号基本金の組入れに係る計画表」及び「第3号基本金の組入れに係る計画表」が必要とさ

5)例えば、日本私立大学振興協会・日本私立短期大学協会・日本私立中学高等学校連合会・日本私立小学校協会共編『私学経理事務マニュアル』、全私学新聞社、昭和57年、昭和60年。

図表-1 学校法人の資金収支計算の構造

	前会計年度以前の会計年度の支払資金の収入	当該会計年度の支払資金の収入	翌会計年度以後の会計年度の支払資金の収入
前会計年度以前の諸活動に対応するもの		前期末未収入金収入 A	
当該会計年度の諸活動に対応するもの	前期末前受金 B	C	期末未収入金 D
翌会計年度以後の諸活動に対応するもの		期末前受金 E	

れている。

資金収支計算書は、「当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことのできる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにする」（第6条）ことを目的としている。すなわち、資金収支計算では、

目的① 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収支の計算

目的② 当該会計年度の支払資金の収支の計算

の二つ計算のをすることを目的としているのである。

計算方法としては、支払資金の収支から当該会計年度の諸活動に対応する収支で当該会計年度の支払資金の収支とならなかったものを控除して表示している。具体的には、資金収入では次のようになる。

当該会計年度の支払資金の収入（A「前期末未収入金収入」+C+E「期末前受金」）から、前期末前受金（B）及び期末未収入金（D）を控除して表示するのである。

同様に資金支出では、当該会計年度の支払資金の支出から、前期末前払金及び期末未払金を控除科目として表示するのである。

資金収入の計算がこのような構造をもつ理由は、資金収支計算の目的①は、資金計算に発生主義を導入したためであり、その結果、図表-1の（B）と（D）の計算が必要になるのである。資金収支計算書は、企業会計で使われる資金計算書と異なるのは、目的①が

主たる目的であることである。すなわち、資金収支計算書は、所轄庁ないしは補助金交付団体が経常費補助金を交付した学校法人の当該会計年度の諸活動に対応するすべての収支を把握し、学校法人が経常費補助金の交付目的に適合して支出したかどうかを判断するために使われるのである。

資金収支計算に発生主義を導入したことについて、「消費収支計算書が経営の発生ベースの活動状況を明らかにするのであれば、資金収支計算書に発生ベースの考え方を導入するのは、消費収支計算と資金収支計算の目的を重ねていることになり、資金収支計算の意味を不分明にしていることになる。」⁶⁾ という見解があるが、学校法人会計基準は経常費補助金に対する学校法人の受託責任を明かにするためのものであって、一般を対象とするものではないのである。学校法人の資金収支計算書は、目的において資金計算書とは異なっているのである。

資金収支内訳表及び人件費支出内訳表は、学校学部ごとに部門別に表示され、消費収支内訳表が学校別の部門表示で学部別には表示されないことと比べると、表示が詳細になっている。資金収支計算書及び資金収支内訳表の記載科目は、大科目では次のようになっている。

ここで、資金収入では前受金収入、その他の収入、資金収入調整勘定及び前年度繰越支

6) 山口善久『学校法人の財務分析』学校法人経理研究会、平成3年、125ページ。

学校法人会計における資金

図表－2 学校法人の資金収支科目

資金収支計算書	資金収支内訳表
収入の部	収入の部
学生生徒等納付金収入	学生生徒等納付金収入
手数料収入	手数料収入
寄付金収入	寄付金収入
補助金収入	補助金収入
資産運用収入	資産運用収入
資産売却収入	資産売却収入
事業収入	事業収入
雑収入	雑収入
借入金等収入	借入金等収入
前受金収入	－
その他の収入	－
資金収入調整勘定(注)	－
前年度繰越支払資金	－
収入の部合計	収入の部合計

注：資金収入調整勘定は控除科目で、前期末前受金及び期末未収入金である。

支出の部	支出の部
人件費支出	人件費支出
教育研究経費支出	教育研究経費支出
管理経費支出	管理経費支出
借入金等利息支出	借入金等利息支出
借入金等返済支出	借入金等返済支出
施設関係支出	施設関係支出
設備関係支出	設備関係支出
資産運用支出	資産運用支出
その他の支出	－
[予備費]	－
資金支出調整勘定(注)	－
次年度繰越支払資金	－
支出の部合計	支出の部合計

注：資金支出調整勘定は控除科目で、前期末前払金と期末未払金である。

払資金が内訳表には表示されず、支出では、その他の支出、[予備費]、資金支出調整勘定及び次年度繰越支払資金が内訳表には表示されない。各部門の諸活動とは関係の薄いものを表示していないので、内訳表の収支は「学生生徒等納付金収入などで人件費支出などに充てる」というような対応関係があるように見える。しかし、有価証券の売買は、購入の支出は「資産運用支出」(大科目)の中の「有価証券購入支出」(小科目)として内訳表

には記載されないのに対して、売却の収入は「資産売却収入」(大科目)の中の「有価証券売却収入」(小科目)として内訳表には記載されるので、均衡が取れていない。有価証券の売買が多額となる場合は、資金収支内訳表の合計で収入の部のみが多額となるので、部門別の資金の収支を正しく読み取ることは難しい。

2. 他の公益法人が作成する計算書類

公益法人会計基準が規定する公益法人において、収支計算書で使われる大科目で標準的なものは次のようなものである。

図表－3 公益法人の収支科目

[収入の部]	[支出の部]
基本財産運用収入	
入会金収入	
会費収入	
事業収入	事業費
補助金等収入	
負担金収入	
寄付金収入	
雑収入	管理費
基本財産収入	
固定資産売却収入	固定資産取得費支出
敷金・補償金戻り収入	敷金・補償金支出
借入金収入	借入金返済支出
特定預金取崩収入	特定預金支出
繰入金収入	繰入金支出
前期繰越収支差額	次期繰越収支差額

社会福祉法人経理規程準則に関しては、通知の前文の「第1 経理規程準則の基本的な考え方」の「1 社会福祉法人会計の特質」で次のような記載がある。

「社会福祉法人(以下「法人」という。)は、営利法人たる企業とは基本的にその目的を異にしているため企業に適用される会計基準を法人会計にそのまま適用することはできない。

すなわち企業における会計は、営利の追及という目的に即して経営成績と財政状態をは握し、企業の収益性及び損益を算定す

ることに重点がおかれているのに対し、法人は施設において入所者が生活し種々の福祉サービスを得るために財貨が消費される場であり、会計は、主として措置費等公的資金の収支を明確にし、その受託責任を明らかにすることを基本的な目的とするものである。

したがって、法人会計は、一部授産施設のような企業的要素のある事業経営を除き消費経済に関する会計であり、企業会計におけるような損益概念が成立しないという特質を持つものである。かかる法人会計の特質にかんがみ、準則を定めるに当たっては、消費経済体に通知する会計原則を基本とし、法人の資金収支計算と財務報告が正確、明瞭に実施できる会計制度を設定することとした。」

これから、社会福祉法人会計では、収支計算書では資金収支計算を行い、収支計算から財務計算を行うものと理解される。収支計算書は本部会計と施設会計とに分かれ、その勘定科目は大科目では次のようになっている。ここでは、学校法人会計と比べるために、収入・支出の順で記載している。

施設会計は、所属施設ごとの経理を行う会計で、その施設の措置費、地方公共団体補助金、寄付金、法人からの繰入金などの経理が行われる。借入金はすべて本部会計で行われ、施設会計の経常経費に充てる場合は、本部会計では「施設会計貸付金」として支出し、施設会計では「本部会計借入金」として受入れる。固定資産は、基本財産となる土地・建物は本部会計に一括計上し、施設会計では備品に相当する固定資産物品が計上される。

3. 貸借対照表の比較

学校法人、公益法人および社会福祉法人の貸借対照表の科目表示を比較すると、次のようになる。

資産の部と負債の部で、学校法人のみが固定性配列を採用している。学校は他の施設と比較して、広大な土地と建物を必要とするた

図表-4 社会福祉法人の収支科目

収支計算書勘定科目 (本部会計)	収支計算書勘定科目 (施設会計)
貸 方	貸 方
—	措置費収入
補助金収入	補助金収入
—	利用者負担金収入
寄付金収入	寄付金収入
繰入金収入	繰入金収入
雑収入	雑収入
引当金戻入	引当金戻入
施設設備借入金収入	—
積立金戻入	—
借 方	借 方
事務費支出	事務費支出
—	事業費支出
元利償還金	—
繰入金支出	繰入金支出
雑支出	—
固定資産取得費	—
積立金繰入	—
—	引当金繰入
当期繰越金	当期繰越金

めに、固定資産・固定負債を先に表示することになっているものと考えられる。学校法人でも基本財産と運用財産の区分がある⁷⁾が、学校法人会計基準ではこの区分を表示しないこととしている。これは、会計基準の設定当時、各学校法人の会計処理がまちまちであり、この区分の基準も一般に認められていなかったことものと思われる。

学校法人会計基準は制定後、大学を設置する法人では完全実施するまでに2年を要し、初年度は資金収支計算書の作成のみでよく、消費収支計算書と貸借対照表は翌年度からとする移行措置が取られた。都道府県知事所轄の法人(大学等を設置しない。)では、遅れて3年後から適用するものとされた。

7) 私立学校法第25条では「基本財産」・「運用財産」の用語を使わずに区分している。「基本財産」・「運用財産」の区分は、私立学校法施行規則第3条第2項で定められている。

学校法人会計における資金

図表－5 貸借対照表の科目表示の比較

学校法人会計基準	公益法人会計基準	社会福祉法人経理規程準則 (本部会計) (施設会計)	
貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表
資産の部	I 資産の部	借方	借方
固定資産	流動資産	流動資産	流動資産
有形固定資産			
その他の固定資産			
流動資産	固定資産	固定資産	固定資産
	基本財産		
	その他の固定資産		
負債の部	II 負債の部	貸方	貸方
固定負債	流動負債	流動負債	流動負債
流動負債	固定負債	固定負債	－
消費収支差額の部	III 正味財産の部	引当金	引当金
	正味財産	基金	運用財産基金
	(うち基本金)	積立金	－
基本金の部	(うち当期正味財産増加額(減少額))	繰越金	繰越金

IV 資金の範囲

1. 現金

企業会計において、資金計算書に開示する「資金」概念は、大別して(1)現金、(2)当座資産、(3)正味当座資産、(4)運転資本、(5)総資産とされる⁸⁾。そのなかで、現金は最も狭い資金概念である。企業会計では、現金とは短期的な不特定の目的のために、企業が保有する現金および現金同等物という意味で理解されている⁹⁾。財務会計基準書第95号(SFAS 95)は、資金概念としてこの現金概念、すなわち、現金および現金同等物概念を用いている¹⁰⁾。ここで現金同等物は、高度に流動的な投資で、①容易に一定の金額に換えることができる、②支払日までの期間が短く、利率の変動による金額の変動が生じないという条件を満足させるものとしている。

現金が多く資産のうちで最も支払能力が高く、確実な測定尺度が得られるという2つ

の特徴があることによって支持されている。その一方、現金の有高は、短期の借入れ、その繰上げ返済、支払いを遅らせることなどによって変動するので、情報の信頼性に乏しいという特徴もある。

学校法人会計基準では、資金を支払資金とし、「現金及びいつでも引き出すことのできる預貯金」(第6条)と定義しているので、現金および現金同等物と同じ意味となり、資金は現金資金の概念を採用しているのである。学校法人会計基準が経常費補助金の交付を前提として制定されたものであり、学校法人に経常費補助金として交付された資金(現金または預金)が補助対象事業に支出されたことを表示する必要があるので、現金資金の概念を採用しているのである。

社会福祉法人経理規程準則には資金に関する定義はないが、経理事務の範囲(第4条第3項)では「金銭(小切手、郵便為替証書及び郵便貯金払出証書等を含む。)の収支並びに資金の調達及び運用に関する事項」と定められ、資金の借入等(第32条)では「資金の借入及び返済は、すべて本部会計で行う。」と定められているので、現金資金の概念を採

8) 鎌田信夫『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房、1995年、7ページ。

9) 鎌田信夫著、前掲書、8ページ。

10) FASB, 'SFAS 95', "Statement of Cash Flows", para. 49.

用しているものと考えられる。社会福祉法人経理規程準則は社会福祉施設を経営する社会福祉法人の会計処理の標準として定められたものであるから、土地、建物などの有形固定資産を保有することが前提になっている。この意味では、学校法人と共通している。さらに措置費、地方公共団体補助金が社会福祉施設ごとに交付され、当該施設の経常経費に充てられることも、学校法人において経常費補助金が学校ごとに交付され、当該学校の経常的経費に充てられることに類似している。したがって、社会福祉法人は、学校法人と類似した環境にあるということが出来る。

2. 当座資産

企業会計において、流動資産は棚卸資産と当座資産とに区分される。棚卸資産は、原材料、仕掛品、製品、商品などであり、学校法人では収益事業を営まない限り、補助活動として行う貯蔵品など、わずかししか保有しないものである。財団法人、社団法人、社会福祉法人でも同様の傾向がある。

当座資産は貨幣性資産であり、現金、短期の受取債権および市場性ある有価証券がこれに含まれ、現金そのものと近い将来において現金を受取る権利を表わしている。「このなかで、市場性ある有価証券は、市場価格の変動の影響を受けるという点で、他の諸項目とは多少異なる性質をもっている。また、売掛金も、貸倒損失の可能性があったり、売上戻り、売上割引、あるいはその他の理由で評価額の修正の可能性が残るから、必ずしもその評価額が確実であるとはいえない。売上債権が確実に回収され、有価証券が市場において確実に流通するという条件を前提にする限り、短期の流動的な資産として分類される合理性をもつ。」¹¹⁾

学校法人会計基準では、前述のように、資金を支払資金とし、現金資金概念を採用している。日本公認会計士協会でも、この原則を

認めているが、資金運用取引について次のような意見を表明している。

「しかしながら、最近の金融資産には預金以外のものでもその安全性と換金性において預金と同様に考えられるものが生まれている。そして、多くの学校法人がこれらの金融資産を支払資金のままの認識で運用対象としている。このような現状を見るとき、中期国債ファンドや債券現先等の金融資産が客観的に支払資金として認識できる限り、その取引に係る仕訳を

(借方) 支払資金 ×××

(貸方) 支払資金 ×××

とすることもあながち誤りとも言えず、よって当該処理を妥当な処理と取り扱うことも認められよう。

ただし、この結果、現金及び預金以外のものが期末に残となり、貸借対照表の現預金に表示されるのは質問3で見たような問題があるので、期末に残となったもの(当会計年度において運用したが、期末までに回収されなかったもの)については、その残のみについて支払資金から支払資金外への運用取引と認識し、例えば

(借方) 資産運用支出 ×××

(貸方) 支払資金 ××××

の仕訳を起こすものとする。」¹²⁾

これから、学校法人会計においても、会計期間中の運用については、当座資産の資金概念を採用できるものと考えられる。

3. 正味当座資産

正味当座資産は、当座資産から流動負債、すなわち、買掛金、短期の未払費用、未払配当金、未払法人税、前受金、負債性引当金などを差し引いたものである。流動負債として計上される項目の大部分は、債務の金額が確

11) 鎌田信夫、前掲書、8ページ。

12) 学校法人会計問答集(Q&A)第5号「資金運用取引に関する会計処理について」(日本公認会計士協会 学校法人委員会、昭和60(1985)年7月15日)の(質問4)の回答。

定しており、近い将来、通常は1年以内に、一定額を支払うことを予定している。このうち、前受金は、近い将来、前受けした金額に相当する商品の引渡または役務の提供をする義務を示すもので、金銭の支払いは予定されていない。前受金は「現金勘定に対する対照勘定」¹³⁾の意味がある。また、負債性引当金勘定は、債務の金額が確定していなくても、金額がほぼ予測され、近い将来、費用などとして支出されるものである。この概念は、現金の有高に、将来確実に受取ることができる現金額を加え、将来支払わなければならない現金額を差引いたものである。正味当座資産概念は当座資産概念とを比べると、近い将来における支出が加味されている¹⁴⁾ことが特徴である。

学校法人会計基準では、預り金、仮払金などの経過的な収支は純額で表示できるので、会計期間中、これらは資金に含まれることになり、正味当座資産概念を一部ではあるが採用したことになる。

公益法人会計基準では、資金の範囲は「原則として現金預金および短期金銭債権債務とする。」とし(別表の1 次期繰越収支差額取扱要領)、具体的な資金の範囲に関する会計方針の選択を各公益法人に委ね、選択した資金概念を計算書類に注記すべきこととした(第8「計算書類の注記」1(1))ので、正味当座資産概念を採用したことになる。資金の範囲を一律に定めないので、「収支計算書に記載されるべき収支の範囲、つまり資金の概念を一義的に定めることは不可能であるとの立場にもとづくものである。けだし資金概念については広狭さまざまな意見があり、しかもそのいずれについても他を排し(否定し)、自らの意見の優位性を主張する決定的な理由がない以上、ある一つの資金概念を画一的に定めることは妥当でなく、独断のそしりをさえ招くと判断されるからである。」¹⁵⁾

公益法人は、規模、事業内容、事務能力などの違いにより、資金の範囲をこの原則に対して一時所有の有価証券を含め、あるいは現金預金に限定するなど、変更して設定できるので、収支計算書における次期繰越収支差額と貸借対照表における資金項目とが一致しないことが生ずる。このために、計算書類の注記事項として資金の範囲を記載が求められている。「しかし、資金の範囲に関する会計方針の選択が各公益法人の判断にゆだねられているとはいえ、支払資金と考えられる範囲を超えることは妥当と認められない。したがって、資金の範囲に含めることができる最大限は、現金預金、短期金銭債権債務及びこれらに準ずる流動資産又は流動負債までと考えられ、棚卸資産若しくは固定資産又は固定負債を含めることはできない」¹⁶⁾ので、一時所有の有価証券を含め、短期金銭債権債務には、その性格上、立替金、預り金、前払金、前受金、仮払金、仮受金は含め、短期貸付金、短期借入金、1年以内に回収または返済の期限が到来する長期貸付金・長期借入金は含めないとしている。

立替金等の一時的な現金預金の収支に係る項目を資金の範囲に含めると、収入または支出として計上しないことになる。収支計算書は予算との対応関係を明瞭に表示する必要があるので、正味当座資産概念を採用することにより、収支計算書における収入および支出の予算額と決算額の対比を明瞭にすることができるのである。学校法人会計基準でも、預り金、仮払金などの経過的な収支について純額表示を認めたことは、資金収支計算書における収支の予算額と決算額の対比を明瞭にするためと理解することができる。

15) 番場嘉一郎、新井清光編、『公益法人会計』中央経済社、1986年、第1版、39ページ。

16) 公益法人委員会報告第6号「資金の範囲について」(昭和61年10月27日、日本公認会計士協会 公益法人委員会)の「1「公益法人会計基準」における定義」

13) 鎌田信夫著、前掲書、9ページ。

14) 鎌田信夫著、前掲書、10ページ。

4. 運転資本¹⁷⁾

運転資本は、流動資産から流動負債を差し引いたものである。企業会計では、運転資本概念は広く支持されている。その理由は、「1つには、貸借対照表において、流動資産と流動負債の分類が明確に示されていることである。そのために、運転資本概念は、形式的には、比較可能な内容を示すことができる。実際、資金計算書は運転資本概念を用いることによって、一般に広く普及することになったし、また資金計算書の内容の改善がみられた。」¹⁸⁾

運転資本概念は、流動資産と流動負債の差額概念であるが、学校法人などでは使われていない。それは、短期の借入れを行って在庫品の増加を計るような意味での流動資産と流動負債が同時に増加する取引は、学校法人などではほとんど見られないからである。

5. 総資産資金

総資産資金は、企業と企業の外部者との間に生じたすべての財務的資源として定義される。この概念のもとでは、貸借対照表における資産変化のうち、外部取引に関連して生じた重要な変化は、すべて資産の変化として表示される¹⁹⁾。

総資産資金も、学校法人などでは使われていない。それは、学校法人などでは外部から導入された現金預金などがどのように支出されたか、導入の目的に沿った活動のために支出されたかに関心があるからである。この概念は、2つの会計期間を結びつける媒体としての資金のプールという意味をもたないので²⁰⁾、学校法人などでの判断には適当とはいえないのである。

17) 学校法人会計では、「資本」という概念が存在しないので、これを「運転資金」と表示することがある。たとえば、山口善久『学校法人の財務分析』学校法人経理研究会、平成3年、118ページ。

18) 鎌田信夫著、前掲書、10ページ。

19) 鎌田信夫著、前掲書、12ページ。

20) 鎌田信夫著、前掲書、12ページ。

V 資金収支計算書の特徴

1. 資金収支計算と固定資産

いわゆる収益の発生と費用の発生の場合には、収支計算と損益計算は、企業会計でも、非営利法人会計でも、同様の仕訳となる。現金で消耗品を購入して費用が発生した場合は次のようになり、科目名の違いはあるものの、学校法人会計が2本立となっている以外は同じ扱いとなる。

企業会計

(借) 消耗品費 100
(貸) 現金 100

学校法人会計

資金収支計算：

(借) 消耗品費支出 100
(貸) 支払資金 100

消費収支計算：

(借) 消耗品費 100
(貸) 現金 100

公益法人会計

(借) 消耗品費 100
(貸) 現金 100

社会福祉法人会計

(借) 一般物品費 100
(貸) 現金 100

この学校法人会計の2本立の仕訳は、わずかの表現上の違いしかないもので、屋上に屋を架すがごとき印象を与えるものである。しかし、資産増加または負債の減少に伴って資金の支出が発生した場合には、会計によって取扱いが大きく変わり、学校法人会計の2本立の仕訳は効果を表わすのである。現金で固定資産を購入した場合について、備品を例にとって示すと、次のようになる。

企業会計では、固定資産の取得は流動資産の減少（または流動負債の増加）を相手勘定として仕訳される。

流動資産の減少の場合：

(借) 備品 100
(貸) 現金 100

(流動負債の増加の場合：

学校法人会計における資金

(借) 備品 100
(貸) 未払金 100

学校法人会計では、固定資産の取得は資金の支出を伴うので資金収支計算の対象となると同時に、資産の増減として消費収支計算の対象となる。したがって、次の2つの仕訳が同時に発生する。

資金収支計算：
(借) 教育研究用機器備品支出 100
(貸) 支払資金 100

消費収支計算：
(借) 教育研究用機器備品 100
(貸) 現金 100

公益法人会計では、固定資産の取得は資産の増減としての仕訳が発生するが、資金の支出を伴うので収支計算の対象となるために、支出科目を記載しておく必要がある。

(借) その他の固定資産
- 什器備品 100
(貸) 現金 100

摘要欄：(借)「固定資産取得支出」

社会福祉法人会計では、固定資産の取得は資産の増減としての仕訳が発生するが、資金の支出を伴うので収支計算の対象となるために、支出科目としての費用計上と運用財産基金という自己資本の増加の仕訳が必要になる。この2つ目の仕訳を「切り返し仕訳」といい、社会福祉法人会計に特有のものである。

収支計算
(借) 固定資産物品 100
(貸) 現金預金 100

(借) 固定資産物品費 100
(貸) 運用財産基金 100

これを、先に費用計上と資金の減少を仕訳し、ついで資産と基金の増加の仕訳を行うこともできる。この場合も、2つ目の仕訳を「切り返し仕訳」という。

収支計算
(借) 固定資産物品費 100
(貸) 現金預金 100

(借) 固定資産物品 100
(貸) 運用財産基金 100

企業会計では、固定資産の取得は資産の増加として把握するのに対し、学校法人会計の資金収支計算、公益法人会計または社会福祉法人会計では資金の収支で把握する必要があるので、備品の購入はいずれも支出の発生とする仕訳が発生する。しかし、その一方で固定資産が増加するので、これを表示するために学校法人会計では消費収支計算を使い、公益法人会計では資産の増加で仕訳を行ってその摘要欄に支出科目を表示し、社会福祉法人会計では切り返し仕訳を使うことになる。

学校法人の制度ができるまでは、私立学校は財団法人として存在し、その会計処理は学校ごとに行われていたのでもちまちまであった。学校法人の制度ができて、学校法人の会計処理は、学校法人会計基準が施行されるまでは統一基準がなかった。このときの収支計算書の例として、昭和15(1940)年のJ専門学校(附属高等女学校を併設)と昭和30(1965)年のT学園(短大、幼稚園を含む数校を設置)

図表-6 昭和15(1940)年のJ専門学校の収支計算書の科目
昭和十五年度現金収支決算

収入之部	支出之部
基本財産収入	給料
普通財産収入	旅費及賄費
學校収入	寄贈品及交際費
食事部収入	印刷文房具費
農事部収入	通信費
雑収入	燃料灯火費
寄宿舎収入	裝飾材料費
寄附金収入	食堂部〃
補助金	商品購入費
火災保険金	廣告宣傳費
立替金	資産保存費
前年度繰越金	借地及借室料
	雑費
	税金
	火災保険料
	備品購入費
	償還金及利子
	敷金返済分
	特別預金
	豫備金

図表-7 昭和30(1965)年のT学園の収支計算書
と損益計算書の科目

昭和三十年年度決算書

経常部収入 科 目	経常部支出 科 目
1. 短大収入	財團費
2. ○○学校収入	人件費
3. ○○学校収入	不動産賃借料
4. ○○学校収入	火災保険料
5. 幼稚園収入	修繕費
6. ○○学校収入	固定資産税
7. ○○教育相談	協会費
8. 寮 費	会議費
9. 不動産賃貸料	接待費
10. 給食費	広告費
11. 煖房費	消耗品費
12. 保健衛生費	光熱費
13. タイムス購読料	通信運搬費
14. 雑収入	事務旅費
15. 幼稚園給食費	雑 費
16. 前期繰越金	研究費
	備品費
	事務旅費
	○○タイムス
	保健衛生費
	生徒諸費
	給食費
	児研費
	校地整備費
	予備費
	○○校舎建築費
	○○会返却金
	○○調査積立金
	構内警備費
	幼稚園給食費
	翌年度へ繰越金

昭和三十年年度決算書

臨時部収入 科 目	支 出 科 目
1. 後援会	1. 運動場拡張費
2. 振興会借入金	2. 校舎建築費
3. 経常部より繰入れ	3. 機械器具購入費
4. ○○組より返還金	4. 予備金
5. 前年度繰越金	
6. 支出に対する不足額	

昭和三十年年度損益計算書

収 入	支 出
授業料他	給 料 他
雑 収 入	経 費
	計
	剰 余 金

の収支計算書の科目を示す。

この収支計算書では、○○校舎建築費が支出として計上されているので、資金の収支を示すものであること理解される。この○○校舎建築費は、貸借対照表における建物勘定の増加要因であるが、会計処理上は、消費収支計算がないときなので、公益法人会計に順じた方式によったものと考えられる。

2. 資金計算と採算計算

学校法人会計では、資金計算は資金収支計算として行い、採算計算は消費収支計算として行い、両者は別のもので同時に進行する。

$$\begin{aligned} \text{帰属収入} & - \text{基本金組入額} \\ & = \text{消費収入} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{消費収入} & - \text{消費支出} \\ & = \text{消費収支差額} \\ & \quad (\text{消費収入超過額}) \end{aligned}$$

2つの計算を行うので計算の手間は増えるように見えるが、資金収支計算と消費収支計算は相互に誘導できるから、まず一方の処理を行い、あとで他方を誘導することにより処理を簡便化できる。学校法人会計基準の施行当初は、5枚複写伝票を用いて資金収支計算と消費収支計算の同時処理を行う方法も紹介されたこともあるが、非資金取引はほとんどないので、一方から他方を誘導することによって十分に対処できるのである。その後、コンピュータによる会計処理が普及し、資金収支計算と消費収支計算が同時に進めるようになったので、計算の煩雑さの問題はほとんど解決している。

公益法人会計では、一つの収支計算から資金計算と採算計算を導くので、手続きは煩雑

学校法人会計における資金

である。この場合の採算計算は、正味財産増減計算書のただし書にある「フロー式」による方法で行われる。

社会福祉法人会計では、特有の繰り返し仕訳により、固定資産または固定負債の増減の場合に会計を2本立にしているため、仕訳も2つ必要になる。社会福祉施設では、経常経費は外部からの資金でまかなわれるという性格を反映して、資産と負債は次のように連動させているので、流動資産と流動負債の増減のみが剰余金に反映されることになり、会計処理上の煩雑さはない。

借方	貸方
流動資産	= 流動負債 + 剰余金
固定資産	= 基金 + 積立金 + 引当金
固定負債積立金	= 固定負債

VI おわりに

学校法人は、他の非営利法人とは違って、収支計算を資金収支計算と消費収支計算の2本立で行っている。資金は現金資金概念をし、一部の経過的な収支については正味当座資産の概念を用いることによって、資金収支計算が消費収支計算から大きく乖離することを避けている。

資金収支計算と消費収支計算は、ともに発生主義を採用していること、資金に関係しない取引はほとんどないこと、同時進行できるほどの関連性があることなどから、資金収支計算で採算性を計算することも考えられる。これには、基本金と密接な関係があるので、別の機会に譲る。

以上